地域別マッチングコーディネーター応募申請に係る

提出書類チェックリスト

提出書類は２種類あります。ご提出前に、提出書類に不備等がないかご確認の上、

下記チェックボックスにþを入れて、申請書類とあわせてご提出ください。

記

□ （１） マッチングコーディネーター応募申請書（様式１）

　□（２）暴力団排除に関する誓約書（様式２）

（様式１）

**マッチングコーディネーター応募申請書**

本様式は、応募者自身に記入していただく様式です。

※の項目については、本応募に関する連絡先を記載してください。

（記載漏れ等不備がありましたら受理しませんので、すべての項目について必ず記載いただきますようお願いします。該当がない場合は、「なし」と記載してください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | | | 所属機関名又は事務所名 |
| 氏　　名  生年月日　　年　　月　　日 生（　　歳） | | |  |
| 役　職 |
|  |
| ※住所：〒 | | | |
| ※電話番号： | | | |
| ※メールアドレス： | | | |
| 主な資格（学位を除く・業務に必要な保有資格のみを記載してください） | | | |
|  | | | |
| 主な学歴・職歴 | | | |
| （始　期） | （終期・現職） | （内容） | |
| 年　　月 | 年　　月 |  | |
| 年　　月 | 年　　月 |  | |
| 年　　月 | 年　　月 |  | |
| 年　　月 | 年　　月 |  | |
| 年　　月 | 年　　月 |  | |

|  |
| --- |
| （１）マッチングコーディネーターに応募する都道府県（複数選択不可） |
| （２）応募資格について（該当するものにチェックをつけること。複数選択可）   |  |  | | --- | --- | |  | ① 宅地建物取引士またはそれと同等の専門性・能力のある者で、不動産の権利関係・法令上の制限・宅建業法その他不動産全般にかかる支援プロジェクトを管理コントロールできる者 | |  | ② 司法書士、行政書士、土地家屋調査士、弁護士等の資格保有者 | |  | ③ 上記以外で必要と認められる専門的な知識を有する者 | |

|  |
| --- |
| （３）マッチングコーディネーターに応募しようと考えた動機について  ① 応募する地域の空き家等における課題や、その他不動産が抱える課題について分析し、今後マッチングコーディネーターとしてどのような活動を行いたいか具体的に記載してください。 |
|  |
| ②空き家の発生抑制・流通や利活用を促進するに当たり、本活動への熱意、優れたコミュニケーション能力や、知識・経験・実績・ネットワーク等を有していることを具体的に示してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| （４）　以下の方が相談に来た場合、どのような対応を行うか記載してください。  (各５００字程度) |
| ＜相談内容１＞  　５年前に、自宅から１００キロほど離れた場所にある一戸建て（土地建物）を相続したが、未だ相続登記は済んでいない。また建物が未登記であることが判明。  自治体から管理不全の空き家であり、近隣から苦情が入っている旨の連絡があった。しかし今後も活用の予定はない。周辺の不動産会社に１件相談したが、価格がつかない旨の回答があった。解体を視野に入れるも数百万円の解体費用を捻出することができず、更地にした場合にもその費用は回収することができない立地にある。  このような状況で、管理負担を少しでも早く軽減できるような方法について相談したい。  【対応】 |
| ＜相談内容２＞  　父親から引き継いだ農地つき空き家の所有者からの相談。今は遠方に居住しており農業従事者ではない。建物はそこまで傷みはなく、定期的に近所にいる親戚が訪れ、空気の入れ替え等をしてくれている。「相続土地国庫帰属法」というのができたとテレビなどで耳にするが、その内容については詳しくわからず、自分が使えるのかどうかわからない。また農地の現況についても詳しくわかっていないが、このまま持っているといずれ子供に迷惑がかかると思い、いち早く農地と建物を処分したいと考えている。  【対応】 |

（様式２）

　令和　　年　　月　　日

０円都市開発合同会社

代表社員　中村　領　殿

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）

申請者氏名

暴力団排除に関する誓約書

みんなの０円物件 地域別マッチングコーディネーターに応募するに当たり、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき